

■応募要項 ※下記ご案内の順に沿って、お申込み・お支払い手続きをお願い申し上げます。

- ①お申し込み方法 ⇒⇒⇒ 申込書(2枚)をご記入の上、FAX又は郵送にてピース・イン・ツアーマーでお送りください。
申込書受領後4日以内に国際子ども権利センターよりメールまたは電話にて確認のご連絡をいたします。
※連絡がない場合は、お手数ですがお問合せください。(国際子ども権利センター: info@c-rights.org)
- ②お申込金のお支払い ⇒ 申込書をご提出後、原則3日以内にお申込金3万円(旅行代金の一部)を下記の(株)ピース・イン・ツアーバンク口座までお振り込み下さい。お申込金が確認された時点で正式な契約成立となります。

【お振込先銀行口座】みずほ銀行 高田馬場支店 普通 2780026 力)ピースインツア
三井住友銀行 高田馬場支店 普通 4618240 力)ピースインツア

- ※取消料の期日 ⇒⇒⇒ 2017年1月10日(火)以降にお取消(キャンセル)の場合は、所定の取消料が掛かります。
- ※お申し込み締切日 ⇒⇒ 1月6日(金)必着(最少催行人員:10名)
- ③旅行代金残金のお支払 ご旅行代金から申込金を差し引いた残金は、1月20日(金)までにお支払い下さい。(振込先は申込金と同じ)
残金はクレジットカード(VISA / MASTER / JCB / AMEX / DinersClubのみ取扱可)でのお支払いも可能。
ご希望の際は、「ご旅行申込書」にメールアドレスを明記の上、ピース・イン・ツアーマーでお電話下さい。
- ④事前学習会 ⇒⇒⇒⇒ 2月9日(木)※時間未定 東京にて開催予定
- ⑤ご出発当日 ⇒⇒⇒⇒ 2月10日(金)7時30分(予定)成田空港 第1ターミナルにてご集合、ツアーチェックイン!

■ご旅行条件(抜粋) ※必ずご一読下さい。

●募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ピース・イン・ツアーマー(以下、当社)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット)等のコースごとに記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」によります。

●旅行の申込み及び契約の成立

当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金3万円(参加費の一部)又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。電話等の通信手段によるお申込みの場合、当社が予約の承諾した翌日から起算して3日以内に申込金をお支払いいただき、申込書を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱うことがありますのでご注意下さい。

●旅行代金に含まれているもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- (1)利用運送機関の運賃・料金(エコノミークラス席利用料金)
(2)送迎バス等の料金(移動等のバス又は車代)とガイド料金
(3)観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
(4)宿泊の料金(3~5泊目のみ2人1室利用、税・サービス料金含む)
(5)食事の料金(朝食3回、昼食1回、夕食1回のみ、税・サービス料金含む)
(6)手荷物運搬料金(航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内)
(7)国際子ども権利センターのツアーランチ料金にかかる経費
上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

●旅行代金に含まれていないもの

上記の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

航空会社が徴収する航空保険料および燃油特別付加運賃超過(¥3,800/2016年9月時点)/成田空港旅客サービス施設使用料・保安料(¥2,610)/カンボジア現地空港税(¥2,660)/1・2泊目の宿泊代/朝食3回、昼食1回、夕食1回以外の食事代/超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を越える分について)/クリーニング代、電報・電話料、現地ガイド&ドライバーおよびホテルのボーイ・メイドに対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料/渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証代行取得料、予防接種料金、渡航手続取扱料金)/希望者のみが参加されるオプショナルツアーレッスン料金/日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等/海外旅行傷害保険料/障害・疾病に関する医療費及び救援に関わる費用/お客様のご希望によりお一人部屋を使用される場合の追加料金/国際子ども権利センター会費(一般5000円、学生2000円)

●旅行契約の解除・払い戻し

お客様は次に定める取消料を当社にお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

旅行契約の取消	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降~31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (ピーク時のみ)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降~3日目にあたる日まで	旅行代金の20% 旅行代金の20%

旅行開始日の前々日、前日及び旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始日の無連絡、または旅行開始後の取消	旅行代金全額
※「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。	

●旅程保証

当社は、旅行契約内容の重要な変更が生じた場合は、当社旅行条件書が定める条件により、その変更内容に応じて、旅行代金の1~5%に相当する変更補償金をお支払い致します。但し、変更補償の額は、お客様一人に対して旅行代金の15%を限度とします。

●お客様の責任

お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

●ご旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2011年10月1日現在を基準としております。また、ご旅行代金は2011年10月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

○個人情報の取扱いについて

当社および受託旅行業者は、旅行申込書に記載いただいた個人情報について、お客様との連絡、運送・宿泊機関等の手配、ご旅行アンケート送付、弊社発行の通信の送付等に利用させて頂きます。詳しくは当社ホームページのプライバシーポリシーをご参照下さい。

○海外旅行傷害保険加入のお薦め

当社はお客様がご旅行中に被られた損害については、特別補償規定により、一定の範囲で補償します。補償内容は、2005年4月1日以降ご出発のお客様に関しては、死亡補償金2,500万円、後遺症害補償金2,500万円限度、入院見舞金4万円~40万円、通院見舞金2万円~10万円、携行品15万円限度となっています。ご注意戴きたいことは病気の場合は補償がないこと、またたとえ事故で怪我をされた場合でも治療費や救援ヘリコプターを飛ばすといった救援費用は全く補償されないということです。法律上、これらの費用は、すべてお客様個人の負担となります。そこで、不測の事態に備えて海外旅行傷害保険へのご加入をお勧めします。弊社は、AIU保険会社の代理店となっています。いざという時の対応がスムーズに行える意味からも、できる限り弊社にてご加入下さい。弊社スタッフまでお気軽にご相談下さい。また、海外旅行傷害保険にまったく加入されない場合や、保険の補償額が本旅行において不十分と思われる場合は、ご旅行への参加をお断りする場合がございます。予めご了承下さい。

【ご案内】

●渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、「外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

●渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。

